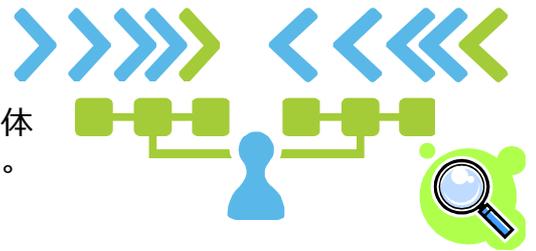


ハローワークに申し込んだ求人情報を 地方自治体や民間職業紹介事業者に提供します

ハローワークでは、平成26年9月から、皆さまの求人情報を、職業紹介事業を行う地方自治体や民間職業紹介事業者に、オンラインにより提供するサービスを開始します。

メリット

ハローワークのみならず、職業紹介事業を行う地方自治体や民間職業紹介事業者の求職者からの応募が期待されます。



提供対象の求人

全国のハローワークにお申し込みいただいた求人（※）を地方自治体や民間職業紹介事業者に提供します。求人事業主は、ハローワークへの求人提出時に、以下の4パターンの区分から提供方法を選択します。提供の区分は求人申込み・公開後にも変更可能です。

※大卒等求人及び障害者求人も含まれます。

【提供の区分（原則は1）】

- 1 地方自治体、民間人材ビジネスの両方に求人情報を提供
- 2 地方自治体のみ求人情報を提供（民間人材ビジネスには提供しない）
- 3 民間人材ビジネスのみ求人情報を提供（地方自治体には提供しない）
- 4 地方自治体、民間人材ビジネスの両方とも求人情報を提供しない

提供先の「地方自治体」とは…？

- ・職業安定法第33条の4第1項に基づき**無料職業紹介事業を行う地方自治体**
- ・自ら職業紹介は行わないが、**職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う地方自治体**
※ 求人者及び求職者から金銭を徴収しない場合に限りです。実際に職業紹介（求人事業主への求職者の紹介）を行う委託先の職業紹介事業者にも求人情報は提供されます。
- ・ハローワークと連携し、求職者に対して職業紹介に準じた個別支援を行う地方自治体
- ・職業安定法第33条の2第1項に基づき**無料の職業紹介事業を行う学校等（中学校・高等学校を除く）**
- ・職業安定法第33条の3第1項に基づき**無料職業紹介事業を行う特別の法人**

提供先の「民間人材ビジネス」とは…？

- ・職業安定法第30条第1項に基づき**有料職業紹介事業を行う事業者**
- ・職業安定法第33条第1項に基づき**無料職業紹介事業を行う事業者**

求人申込時の手続き

求人申込書

※表面もあります。忘れずにご記入ください。
ハローワーク以外への情報公開

1 事業所番号

2 2 2 1 2

1 地方自治体、民間人材ビジネス共に可
2 地方自治体のみ可
3 民間人材ビジネスのみ可
4 地方自治体、民間人材ビジネス共に不可

求人申込書の『裏面』に、記入欄が設けてあります。
ハローワーク以外への情報公開について、求人事業主の意思を確認させていただくため、4つの選択肢から選んだ数字を枠内にご記入ください。

【裏面】

求人情報の提供における留意事項

- 求人情報の提供先となる地方自治体や民間職業紹介事業者を、求人事業主が指定することはできません。具体的な団体・法人名は、平成26年9月以降順次、ハローワークインターネットサービス（<https://www.hellowork.go.jp/info/online03.html>）に掲載されます。
- オンライン提供した求人について、提供先の地方自治体・民間職業紹介事業者から、**職業紹介や関連するサービスの利用を勧奨**することがあります。これらの職業紹介や関連するサービスを希望する場合には、地方自治体・民間職業紹介事業者の定める手続きにより、求人の提出や所要の契約等を行ってください。
- 有料職業紹介事業者による職業紹介は、手数料が発生する場合があります。手数料については**有料職業紹介事業者から十分に説明を受け、手数料の発生に同意した上で**職業紹介を受けてください。**手数料は求人事業主が全額を負担**し、ハローワーク（国）は一切負担しませんので、ご注意ください。
その他の関連するサービスも有料となる場合があります。有料サービスの利用のために**必要な費用は求人事業主が全額を負担**し、ハローワーク（国）は一切負担しませんのでご注意ください。
- 雇用関係助成金を取り扱っていない地方自治体・民間職業紹介事業者から職業紹介を受けた場合、職業紹介事業者による職業紹介の利用が要件となっている**雇用関係助成金の支給対象にはなりません**のでご注意ください。
（雇用関係助成金を取り扱っている地方自治体・民間職業紹介事業者であっても、一部の助成金は取り扱っていない場合もあります）
- 地方自治体・民間職業紹介事業者の提供するサービスについては、ハローワーク（国）は一切責任を負いませんので、求人事業主の判断でサービス利用を決めてください。



提供先における求人情報の利用のルール

- 提供先の地方自治体・民間職業紹介事業者が、ハローワークから提供された求人情報を利用する際は、以下のルールを守ることになっています。

【ハローワークから提供された求人情報と利用する際のルール（主なもの）】

オンライン提供された求人情報をもとに、自ら求人事業主に連絡し、労働条件の明示を受けた上で、求人を受理し、職業紹介を行うことができる。その際は、以下を遵守すること。

- ① ハローワークに求人を提出した求人事業主は、そもそも無料の職業紹介を受けることを希望していたものであり、有料職業紹介事業者は、手数料について十分に説明すること。
- ② 職業紹介事業者は、求人申し込みを受理した後、求人事業主に対して、速やかに書面の交付または電子メールにより、
（イ）取扱職種の範囲、
（ロ）手数料に関する事項、
（ハ）苦情の処理に関する事項、
（ニ）個人情報の取扱いに関する事項、
を明示すること。
※ 職業安定法第32条の13に規定。求職者にも明示が必要。
- ③ 求人事業主の希望がある場合に限り、職業紹介以外の充足サービス（民間職業紹介事業者等が取り扱う求人広告などの利用勧奨など）や職業紹介に関連したサービス（コンサルティング、受入・定着支援など）を提示することができる。
- ④ 求人事業主に対して、労働者派遣や請負など求人事業主の直接雇用ではない形態への転換や無期雇用から有期雇用への雇用形態の転換、賃金などの労働条件の切り下げを働きかけないこと。
※ ただし、紹介予定派遣は、労働者派遣として開始されるものであるが、労働者派遣の開始前又は開始後に職業紹介を行うことが前提であるため、目的外利用とはならない。
- ⑤ 雇用関係助成金の取り扱いの有無、取り扱う雇用関係助成金の種類について、あらかじめ求人事業主に十分に説明すること。
- ⑥ 民間職業紹介事業者等が求人を受理した後は、民間職業紹介事業者等の求人であることを求職者に明確に示すこと。
- ⑦ 民間職業紹介事業者等による職業紹介は全て民間職業紹介事業者等の責任において実施し、求人内容を含め、ハローワークは一切の責任を負わないこと。
- ⑧ 求人事業主の意に反した営業活動を行わないこと。

* ①と⑧は求人情報のオンライン提供先が民間職業紹介事業者等の場合のみ適用され、地方自治体や職業訓練施設には適用されません



地方自治体・民間職業紹介事業者が、上記ルールに違反している場合は、最寄りの労働局またはハローワークにご相談ください。

詳細はハローワーク インターネット サービス（<https://www.hellowork.go.jp/info/online03.html>）をご覧ください。最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。



ハローワーク求人情報のオンライン提供にかかる同意書

ハローワークへ申し込んだ求人情報のオンライン提供については、以下のとおり同意します。
(以下、いずれか1つを選択のうえ☑(チェック)ご記入ください。)

- 1. 地方自治体、民間人材ビジネス事業者ともに提供する。
- 2. 地方自治体のみ提供する(民間人材ビジネス事業者に対しては提供しない)。
- 3. 民間人材ビジネス事業者のみ提供する(地方自治体に対しては提供しない)。
- 4. 地方自治体、民間人材ビジネス事業者ともに提供しない。

該当求人の職種：

該当求人の就業場所：

【留意点】

- 複数の求人について同じ公開区分を選択する場合は、上記の「該当求人の職種」「該当求人の就業場所」に該当する複数の求人の職種と就業場所をすべて記載してください。

(該当する場合は、☑(チェック)ご記入ください。)

- 今後提出する上記以外のすべての求人でも、上記の公開区分を希望する。また、一度選択した公開区分を変更する際には、ハローワークに連絡する。

平成 年 月 日

【求人事業所】

事業者名

担当者名

※ 安定所記入欄

求人番号：

